



YOKOSUKA CITY
SINCE 1907



横須賀が好き!

重点番号23: 区域区分の変更に関する都市計画決定権限の中核市への移譲
(横須賀市)

区域区分の変更に関する都市計画決定権限の 中核市への移譲を求める提案

一定規模以下の面積で他市町との境界に近接しない
軽易な区域区分の変更に関する都市計画決定権限の移譲

令和3年7月15日

神奈川県横須賀市

都市部
都市計画課



区域区分(市街化区域と市街化調整区域)



1. 区域区分とは

⇒ 市街化区域と市街化調整区域を指定 (都市計画法第7条)

①市街化区域

すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に
優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

②市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域

2. 区域区分を定める者

都道府県 (都市計画法第15条)

政令指定都市(都市計画法第87条の2)・・・(H24～)

線引き見直し (区域区分の境界の見直し)



1. 「線引き」とは

将来人口予測のもと、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(「整開保」)」等と無秩序な市街化を防止するため、「**区域区分**」を定めるもの。

2. 「線引き見直し」とは

「整開保」、「**区域区分**」を見直すことを「**線引き見直し**」といい、神奈川県ではおおむね5年ごとに県内一斉で、この「**線引き見直し**」を行ってきました。直近では、平成28年に行いました。

※法改正により平成24年に政令指定都市が定めることとなり、それ以降、横浜市は平成30年、川崎市は平成29年に独自に「**線引き見直し**」を行っています。



市街化区域の設定の考え方

『人口』が最も重要な市街地規模の算定根拠

+世帯数や産業活動の将来の見通し

⇒ 市街地として必要と見込まれる面積を
そのまま割り付ける方式を**基本とすべき**(都市計画運用指針)



この考え方をもって、県は、**基準**を作っている。
(現在の人口減少時代にはそぐわない。)



都市計画の考え方を人口減少時代に合わせて
より柔軟に「区域区分の見直し」を考えていくべき